

障がい者のための 軽自動車税減免申請

税務課 ☎66・1115

◆障がい者が所有する軽自動車障がいの区分・等級により減免に該当しない場合があります。

対象 障がい者本人(18才未満の身体障がい者)、「知的障がい者」、「精神障がい者」と生計を一にする方(含む)の所有する軽自動車
：障がい者1人につき1台
※普通車は県税事務所(☎0532・356130)へ

持参するもの
○障がい者本人の手帳
○運転者の運転免許証
○納税義務者の印鑑、車検証、マイナンバーカードもしくは通知カードと本人確認書類(運転免許証など)。
◆身体障がい者が利用するために改造してある軽自動車
対象 車椅子の昇降装置や車止め、浴槽の設置など身体障がい者が利用するために改造してある軽自動車
持参する物 印鑑、車検証、構造内容が分かる写真(前後左右)、個人の場合納税義務者のマイナンバーカード

たは通知カードと本人確認書類(運転免許証など)。

【共通事項】

申請 5月31日(火)までに税務課税政担当へ。

※代理人届出の場合、前記持参する物に加え委任状と代理人の本人確認書類(運転免許証など)が必要。

◆27年度に減免の適用を受けている方
3月中旬に郵送した「減免

となつている軽自動車等の現況報告書」が新年度の減免申請書となりしますので、記入の上、返送してください。

第10回特別弔慰金が支給されます

福祉課 ☎66・1106

支給対象者 戦没者等の死亡当時の遺族一人
支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債
持ち物 印鑑(他の提出物については受付時にご案内します)

請求期間 平成30年4月2日まで
※請求期間を過ぎると受けることができなくなります。
受付窓口 福祉課

入院時の食事が値上がりします

保険年金課 ☎66・1103

蒲郡市国民健康保険(国保)、後期高齢者医療(後期)では、4月1日から入院時の食事代を1食360円(旧260円)に改定します。

次の場合は据え置きます

- ・住民税非課税世帯(国保・世帯主、被保険者全員が非課税。後期・世帯員全員が非課税)の方は、「標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口提示すること
- ・住民税課税世帯の小児慢性特定疾病児童等、指定難病患者
- ・3月31日現在、1年以上継続して精神病床に入院しており、引き続き入院する方

危険物取扱者試験

消防本部予防課 ☎68・0938

対象 高校生以上の方
試験日 5月15日(日)
種類 甲種・乙種全類・丙種
試験会場 名城大学 天白キャンパス
申し込み 4月4日(月)〜13日(水)に直接、郵送、インターネット

東三河広域連合による消費生活相談窓口が始まります

4月1日(金)から、現在、愛知県や各市町村で行っている消費生活相談業務を東三河広域連合で一体的に行います。東三河地域の方が東三河広域連合のどこの窓口でも相談が受けられるなど、相談サービスの充実を図ります。

相談内容 商品やサービスに対する苦情や契約に関するトラブル、架空請求などの消費生活全般について、消費生活相談員が相談に応じます。

例 クーリング・オフ、インターネットトラブル、多重債務者相談、架空請求

～東三河消費生活相談窓口～

- 蒲郡センター (蒲郡市役所新館2階) ☎66・1204
- 総合センター (豊橋市役所安全生活課) ☎0532・51・2305
- 消費者ホットライン ☎188 (イヤヤ) …最寄りの相談窓口につながります。

【共通事項】 月～金(祝休日、年末年始除く)午前9時～午後4時30分
○豊川市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村でも消費生活相談を行います。

問合先 東三河広域連合消費生活課 ☎0532・51・2305

観光商工課 ☎66・1119

ネットでも願書(消防本部、消防署東部・西部出張所にあります)を、消防試験研究センター愛知県支部(〒460-0001名古屋市中区三の丸3-2-1愛知県東大手庁舎6階 消防試験研究センターホームページ)へ。